

（一般サウナ設備）

第7条の3 一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 一般サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。

2 前項に規定するもののほか、一般サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。）の規定を準用する。

○火災予防規則

（炉等の防火上支障のない措置）

第9条の2 条例第3条第3項ただし書（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の3第2項及び第8条の2において準用する場合を含む。）に規定する防火上支障のない措置を講じた場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 屋内に設けるものにあつては、炉等の周囲に5メートル以上、上方にあつては10メートル以上の空間を保有するとき、又は炉等を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が令第12条、第13条、第14条、第15条、第16条、第17条若しくは第18条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているとき。
- (2) 屋外に設けるものにあつては、炉等の周囲に3メートル以上、上方にあつては5メートル以上の空間を保有するとき、又は不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた外壁（開口部には、防火戸（条例第3条第3項に規定する防火戸をいう。以下同じ。）が設けられているものに限る。）等に面するとき。

（点検及び整備の要領等）

第13条 条例第3条第2項第2号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第12条第1項第9号（条例第8条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第12条の2第2項、第13条第2項及び第3項、第14条第2項及び第4項、第15条第2項、第16条第2項並びに第17条第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を2年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第5号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第5号

福山地区消防火災予防条例（平成2年条例第18号。以下「条例」という。）第3条第2項第3号、第12条第1項第9号及び第19条第1項第13号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

- 1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第7条の3第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

- (1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

- (2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有する者

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2・3 （略）

【解釈及び運用】

本条は、電気、ガス等を熱源とする放熱器及びその他の高温を発生させる装置により、高温低湿の空間を作る設備に係る位置、構造及び管理の基準について規定したものである。

なお、スイミングクラブや美容室及び一部の医療機関等において、低温サウナや採暖室等と称し、身体を乾かしたり、美容や医療的な目的に使用するなど特殊な例がみられるが、前条に規定する簡易サウナ設備以外のものが、本条の適用を受けることとなる。

1 第1項

- (1) 柱書き

ア 「**サウナ室**」とは、本条第1項に規定するサウナ設備を設け、室内全体を熱源によって温度90～120℃（湿度5～10％）とし、この中に入って人体の発汗を促進させる高温低湿の熱気浴室をいう。

イ 「**放熱設備**」には、電気ヒーターが一般的に多く用いられているが、その他に熱風炉で発生された熱風をダクトでサウナ室内に送る方式のもの、高温の蒸気サウナ

室内のスチームラジエーターで熱交換し、熱気を作る方式と電気ヒーターを併用する方式のもの、又は熱放射管でガスを燃焼させることにより、熱放射管表面から遠赤外線を放射させる方式のもの等がある。

(2) 第 1 号

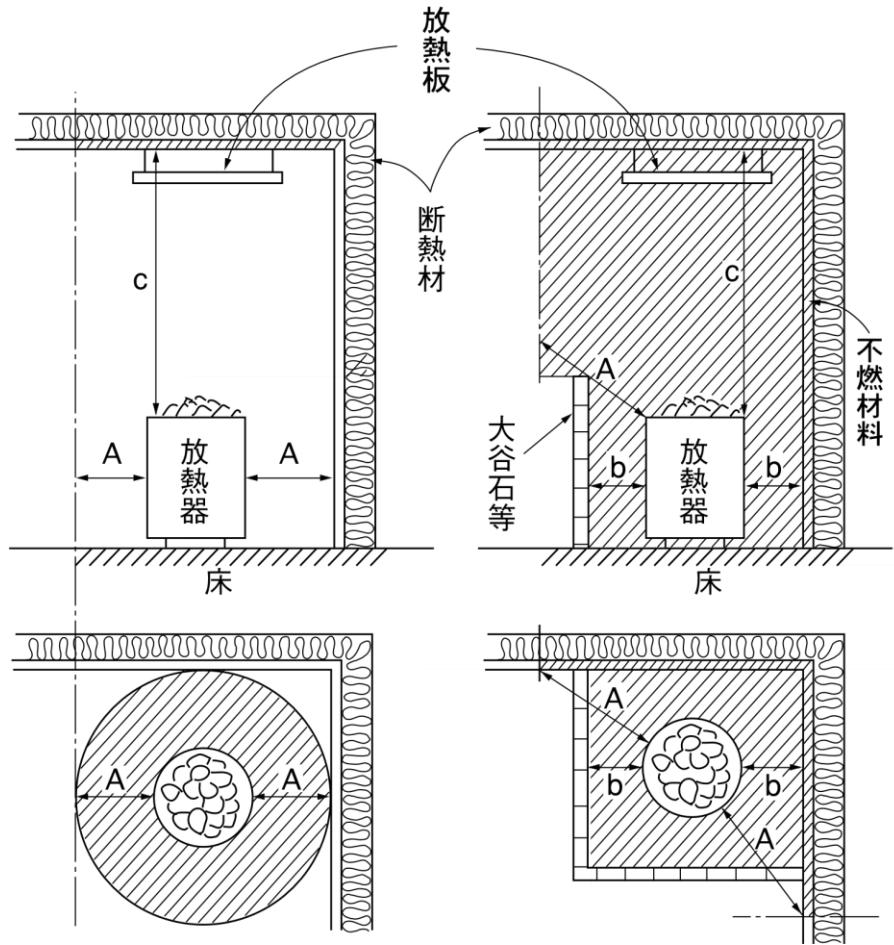
ア 「**火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合**」とは、条例第 3 条第 1 項第 1 号の【解釈及び運用】によること。

イ 「**離隔距離基準により得られる距離**」とは、「対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準」（平成 14 年消防庁告示第 1 号）により得られる距離をいう。

ただし、蒸気を熱源とするものは、周囲の可燃物からの距離を 10cm 以上とすることができる。

なお、（公社）日本サウナ・スパ協会が定めた「サウナ設備設置基準」に適合している場合は、当該離隔距離を火災予防上安全な距離として離隔距離基準により得られる距離以上の距離として取り扱って差し支えない。（図 7－3－1～図 7－3－3 参照）

図 7 - 3 - 1 電気サウナ設備（30 キロワット以下の対流型放射器）の離隔距離等



【出典：平成 15 年 2 月 公益社団法人 日本サウナ・スパ協会 サウナ設備設置基準】

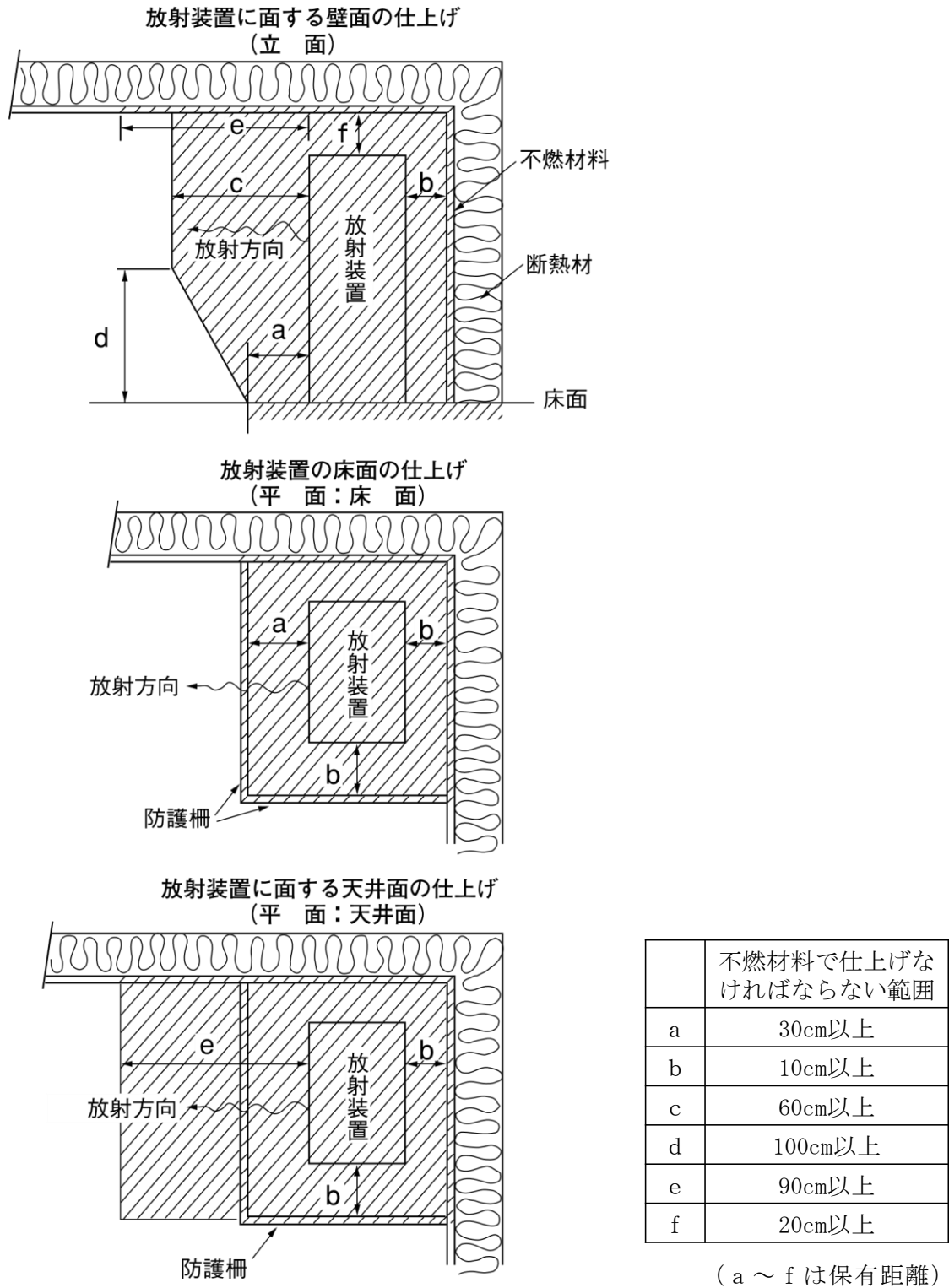
離隔距離等	7.5KW 以下	7.5KW を超え 15KW 以下	15KW を超え 30KW 以下
A	25cm 以上	50cm 以上	100cm 以上
b	10cm 以上	20cm 以上	
c	100cm 以上		

(Aは離隔距離、b及びcは保有距離)

(注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては坑火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ 25mm 以上で密度 24 kg/m³以上のロックウール、グラスウール等とすること。

図 7 - 3 - 2 電気サウナ設備（30 キロワット以下の遠赤外線放射装置）の離隔距離等

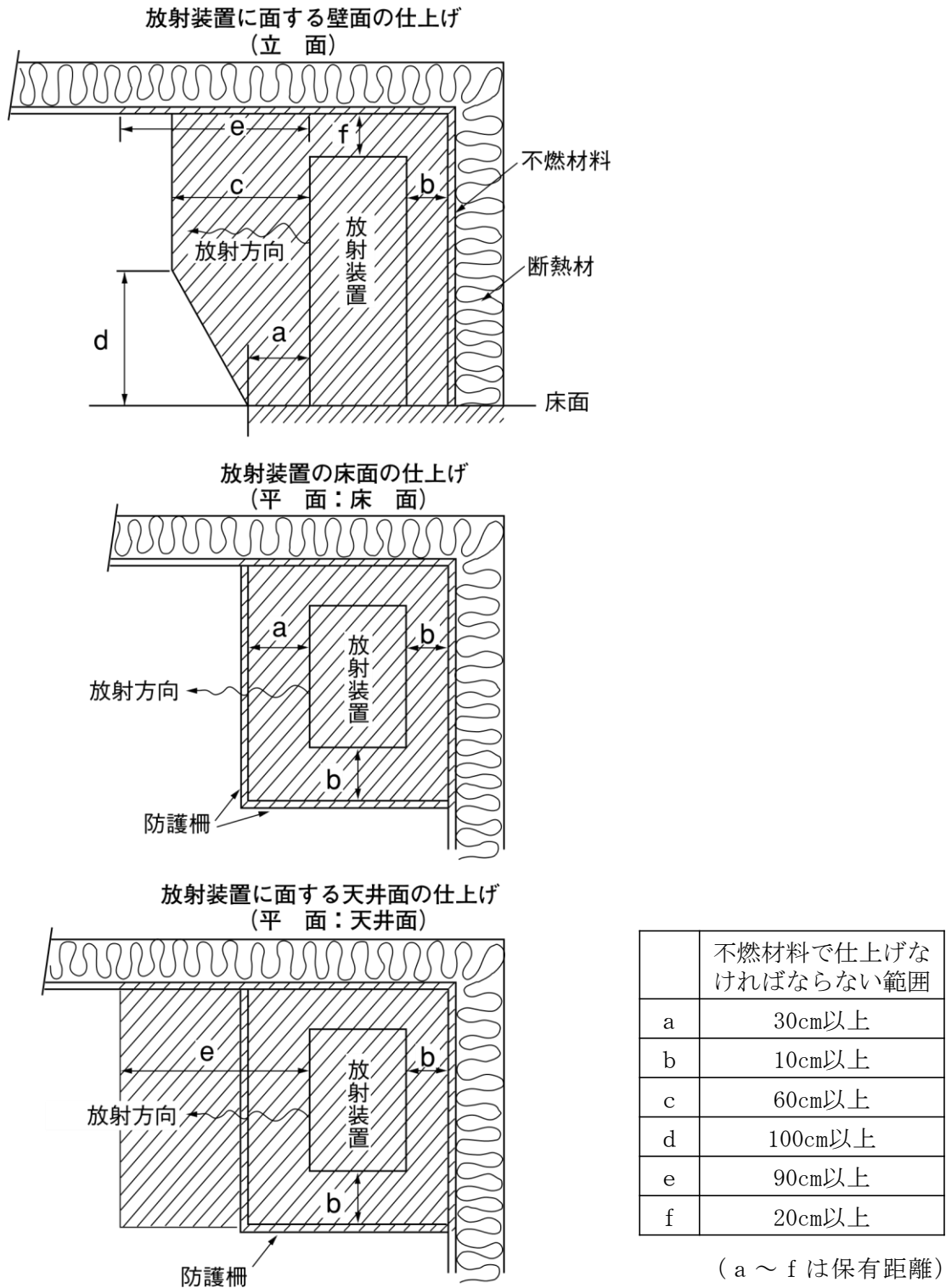


【出典：平成 15 年 2 月 公益社団法人 日本サウナ・スパ協会 サウナ設備設置基準】

(注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては坑火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げるこ
と。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ 25mm 以上で密度 24 kg/m³ 以上
上のロックウール、グラスウール等とすること。

図 7-3-3 ガスサウナ設備（50 キロワット以下の遠赤外線放射装置）の離隔距離等



【出典：平成 15 年 2 月 公益社団法人 日本サウナ・スパ協会 サウナ設備設置基準】

(注) 斜線部分の天井、壁及び床は、天井面にあつてはロックウールの吸音板、壁面にあつては坑火石、床面にあつてはコンクリート又はこれらと同等以上の遮熱性を有する不燃材料で仕上げること。

また、断熱材にあつては、有効に遮熱できる不燃材料とし、厚さ 25mm 以上で密度 24 kg/m³以上のロックウール、グラスウール等とすること。

(3) 第 2 号

「直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置」とは、条例第 7 条の 2 第 1 項第 2 号の【解釈及び運用】によること。

2 第 2 項

条例第 3 条（炉）の位置、構造及び管理についての規定が、同条第 1 項第 1 号及び第 10 号から第 12 号までを除いて、サウナ設備に準用されることを規定している。（表 7－3－1 参照）

表 7－3－1 「サウナ設備」 基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない
		5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		6	不燃材料で金属以外の床上に設置（屋内に設ける場合）
		7	火災発生のおそれのある部分是不燃材料
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		9	表面温度が過度に上昇しない構造
		13	熱風炉に附属する風道の構造、可燃性物品からの離隔距離
		14	固形燃料を使用する場合の構造
		15	液体燃料を使用する場合の附属設備の構造
		16	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の構造
		16 の 2	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の安全装置
		16 の 3	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の附属設備の基準
		17	電気を熱源とする場合の基準
	2	1	設備周囲の不要物品の整理等
		2	設備及び附属設備の点検及び整備
		3	液体燃料及び電気を使用する場合の点検者の指定（告示第 5 号）
		4	本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
		5	異常燃焼を生ずるおそれのある設備に監視人の配置
		6	燃料タンクの転倒防止措置等
	3	—	不燃材料による区画（入力 350kW 以上の場合）
	4	—	液体燃料を使用する場合の構造及び管理